会費規定

一般社団法人リン循環産業振興機構

（目　的）

第１条　この規程は、一般社団法人リン循環産業振興機構（以下「本機構」という。）定款第７条の規定に基づき、社員を含めた会員の本機構の会費に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（年会費）

第２条　本機構の年会費は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。

（１）特別会員　　一口３０万円　一口以上

（２）正会員　　一口１０万円　一口以上

（３）賛助会員　　無料ただし機構セミナーへの参加は有料

（４）協賛団体会員　一口２万円　一口以上

（５）学術会員　　一口５千円　一口以上

（会費の納期）

第３条　会員は毎事業年度、６月末日までに、会費年額の全額を納付しなければならない。なお、退会する場合の会費の返還は行わない。

２　賛助会員は会費の納付は必要ないが、毎事業年度の始めまでに会員登録を更新しなければならない。

（途中入会の会費及び納期）

第４条　事業年度の途中に入会した会員の当該事業年度の会費は、入会承認日が上半期（４月から９月まで）の場合は年額の全額とし、下半期（１０月から翌年３月まで）の場合は年額の半額とする。

２　前項の会費の納入は、本機構から入会承諾の通知を受けた日から３０日以内に行うものとする。

（変更）

第５条　この規程は、定款第１４条の規定により、総会の決議によって変更することができる。

附則

この規程は、2026 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、2018 年 11 月 5 日から施行する。

この規程は、2019 年 5 月 24 日から施行する。